

●発表日: 令和 6 年(2024 年)5 月 29 日

子育て世帯への家事支援サービスの提供を開始します

乳児期の児童を養育する家庭に対し、家事を支援することで育児にかかる負担の軽減を図るため、6 月 3 日から支援サービス事業を開始します。

1 対象者

田原市内に住所を有する 1 歳未満の児童のいる世帯

※経過措置として、令和 5 年 4 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までに生まれた児童（以下「経過措置児童」という。）も対象とします。

2 事業開始時期

6 月 3 日から

※令和 6 年 5 月 29 日から利用受付開始

3 支援内容

- ・居住内の掃除、整理整頓
- ・衣類やタオル類の洗濯
- ・生活用品の買い物
- ・食事の準備及び後片付け

※実施事業者により支援可能なサービスが異なる場合があります。



4 利用回数

児童 1 人につき 3 回まで

5 利用料、利用時間

1 回当たり 利用料：500 円、利用時間：2 時間程度

6 利用期限

対象児童の 1 歳の誕生日前日まで

※経過措置児童は令和 7 年 3 月 31 日まで

7 利用方法

- (1) 利用を希望する世帯からサービスの実施事業者に連絡する。
- (2) サービスの実施事業者と利用日時や実施してほしい家事支援サービスを調整する。
- (3) 家事支援サービスを利用した後、クーポン券と利用料を実施事業者に支払う。



▲市HP